

お客様各位

## 「RIZAP 会員会則」改訂のお知らせ

平素は RIZAP をご利用いただき誠にありがとうございます。  
このたび、下記のとおり「RIZAP メンバーズクラブ会員会則」を一部改訂いたしますのでお知らせいたします。

### 記

■改訂日:2018年5月1日

■改訂箇所:下記条文において一部を改訂いたします。(軽微な修正は省略させていただきます)

#### 第5条(入会資格)

「過去に第22条第2項に基づき諸施設の利用を禁止されていない方。」を追記しました。

#### 第6条(入会手続き)

- ・入会手続きについての詳細を「ご入会にあたり」へ追記し、詳細を削除しました。
- ・会員証の紛失について、「ご来館時の流れについて」へ追記し、詳細を削除しました。

#### 第9条(諸費用)

「会員が別途定める期日までに諸費用を支払わない等債務不履行がある場合、会社は、会員に対し通知をすることにより、未払いの諸費用と会社が会員に対して負う債務とを対当額にて相殺することがあります。」を追記しました。

#### 第12条(ビジター)

「その他、会社が別途定めた条件により入会前に諸施設の利用を認めた者」を追記しました。

#### 第19条(予約の変更・キャンセル)

予約の変更についての詳細を、「ご入会にあたり」へ追記し、詳細を削除しました。

#### 第20条(有効期限の延長)

延長期間の手続きについては、「ご入会にあたり」に記載があるため削除しました。

#### 第21条(中途解約)

トレーニング(有償のものに限る)前に中途解約をした場合の対応について追記いたしました。

#### 第22条(除名等)

「会社は、ビジター が諸施設の利用中に前項各号に該当した場合、以後諸施設の利用を一切禁止します。」を追記しました。

#### 第14条(施設内諸規則の厳守)・第17条(会員の損害賠償責任)・第20条(有効期限の延長)・第21条(中途解約)・第24条(利用の禁止)・第25条(利用の一部制限)

会員(ビジターを含みます)としました。

以上